

つくば市議会提言書

令和6年10月1日 予算決算委員会

事業名	高齢者電動アシスト自転車等購入費補助事業
事業概要	高齢者の自動車に代わる移動手段の確保、社会参加の促進、心身の健康増進及び介護予防の推進のため、電動アシスト自転車及び自転車用ヘルメットの購入費の補助を行う。
提言内容	
<p>1 運転免許証の返納促進について</p> <p>高齢者に対して運転免許証の返納を促すためには、返納前に電動アシスト自転車と自動車を併用し、自動車無しでも支障がないかを見極められるようにすることが効果的であると考えます。</p> <p>そこで、運転免許証の返納前に電動アシスト自転車を購入した場合であっても、購入後一定期間内に運転免許証を返納した場合には、当該返納による補助額上限の上乗せが適用できるかを検討いただきたい。</p> <p>2 本事業の周知について</p> <p>令和6年度において本事業の対象年齢が満70歳以上から満65歳以上に拡大されたが、令和6年度前期における交通安全講習会の参加者数が定員の半数程度であったことを踏まえると、本事業について更なる周知が必要であると考えます。</p> <p>その一例として、敬老祝写真贈呈事業において対象者に案内を郵送する際に本事業のチラシも同封する等、本事業の効果的な周知方法を検討いただきたい。</p>	

予算決算委員会福祉保健分科会

提言に対する対応

1 運転免許証の返納促進について

本事業は、電動アシスト自転車を購入される方への補助に合わせて、免許返納された方に対しても上乗せ補助を行うことで、電動アシスト自転車への移行を促し、高齢者の移動手段の確保、心身の健康増進や介護予防を図ることを目的としています。

なお、電動アシスト自転車を購入し、補助金の交付を受けた時点で本事業が完了となるため、その後、免許返納された方に対して、本補助金を交付することはできませんが、高齢者の交通事故防止対策の一つとして、防犯交通安全課で運転免許返納支援事業を実施していますので、その事業と連携を図り、運転免許証の返納促進をしていきます。

2 本事業の周知について

免許返納後の移動手段を周知するため案内のチラシを警察署及び防犯交通安全課の窓口に設置するとともに、高齢福祉課で実施している事業においても、案内通知に同封する等、効果的な周知方法を検討していきます。

提言に対する対応についての分科会所感・確認事項

運転免許証の返納促進については、高齢者が安心して返納するきっかけを創出できるよう、運転免許証の自主返納により受けられるサービス（本事業の補助金額の上乗せを含む。）及び高齢者向けの移動・買物支援サービス等についての情報がまとまった一覧を作成し周知するなど、他部署と連携の上、効果的な施策を検討されたい。

（福祉保健分科会）